

特別抗告申立書

申立人 星野文昭
記

第1 原決定の表示

本件異議の申立てを棄却する。

第2 抗告の趣旨

1 原決定を取り消す。

2 申立人にかかる殺人・現住建造物等放火、公務執行妨害、傷害、凶器準備集合被告事件につき、東京高等裁判所第11刑事部が、1983年7月13日に言い渡した有罪判決（1987年7月17日上告棄却）につき、再審を開始し、申立人は無罪との決定を求める。

第3 抗告の理由—原決定の判断は、最高裁判所の判例と相反する判断をしていること（刑事訴訟法第405、433条）。

1 原決定の判断

原決定は、旧証拠の評価のみによっても確定判決の証拠評価に誤りがあって申立人は無罪であるとの申立人の主張は、それ自体、刑訴法の再審請求の要件を欠く、とした上で、新証拠の新規性、明白性を個別的に検討して、いずれも新規性、明白性を欠く、として、申立人の異議申立を棄却した。

しかしながら、原決定の上記判断は、従前の最高裁判例の判断と相反するものであって、その取消は免れない。

2 従来判例

いわゆる白鳥事件決定（最決昭50・5・20刑集29・5・177）は、「本号（刑訴法第435条）にいう『無罪を言い渡すべき明らかな証拠』とは、確定判決における事実認定につき合理的疑いを抱かせその認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠をいう。このような証拠であるかどうかは、もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとすればはたしてその確定判決のような事実認定に到達したであろうかという観点から当の証拠と他の全証拠とを総合的に評価して判断すべきであり、この判断に際しても、再審開始のためには確定判決における事実認定につき合理的な疑いを生ぜしめれば足りるという意味において、『疑わしいときは被告人の利益に』という刑事裁判の鉄則が適用される」と判示している。すなわち、同決定は、旧証拠と新証拠とを総合評価するという新証拠の明白性の判断方法を示し、かつその判断に際しても「確定

判決における事実認定に合理的な疑いを生ぜしめれば足りる」(「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則) ことで足りる、という基準を示している。

3 原決定の判断方法

しかるに、原決定は、申立人主張の旧証拠による証拠構造論自体を「再審請求の要件を欠く」として否定した上で、申立人が提出した新証拠を個別に検討して、その新規明白性を否定している。

かかる原決定の判断方法は、前記白鳥事件決定の判断方法に真っ向から反するものである。

すなわち、白鳥事件決定に従えば、旧証拠の全体構造を明らかにし、その上で、再審請求人が提出した新証拠を加味した場合、それが確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていれば、確定判決のような事実認定に達したか否かを総合的に評価すべきことになる。ところが、原決定は、前記のように、旧証拠の証拠構造の適否を判断せず、さらに新証拠を個別に判断しているのであって、新証拠全部を確定判決前に提出されていればどのような事実認定に達したか、という「総合的」な評価手法をとっていないのである。

このように、原決定の判断方法自体が、前記白鳥事件(判例)に反する判断をなしていることは明らかである。

なお、この点については、後日、詳細な補充書を提出する。

4 原決定における新証拠(代)以下の証拠評価について

原決定は、申立人が中村巡查を直接殴打したと認定した確定判決の直接の根拠となっている新証拠(代)以下について、「申立人の服装の色が『きつね色』でない旨の証拠は旧証拠中にも存し、確定判決もこれを踏まえて判断しているのであるから、これらの新証拠は、確定判決前に提出されていたとしても確定判決の事実認定に影響を及ぼすことの小さい証拠と考えられる」とした。

しかしながら、確定判決中に存する「申立人の服装の色が『きつね色』でない」旨の証拠は、確定判決において完全に無視されており、これを無視した理由も全く触れられていない。そうであれば、確定判決前に、新証拠(代)以下が提出されており、その上で、確定判決が申立人の服装の色について、その他の新証拠を含む全証拠に基づいて正面から検討していれば、確定判決の事実認定は全く違ったものになっていた可能性はきわめて高い(その他に、申立人が中村巡查を殴打していたとする直接証拠は皆無と言っていいほど希薄なのである。)。したがって、新証拠が確定判決の事実認定に合理的疑いを生ぜしめていることは明らかである。

なお、この点における詳細な検討も後日補充書において行う予定である。

第4 結語

以上の次第で、本件抗告には理由があるから、原決定の取消は免れず、抗告の趣旨記載の決定が下されるべきである。

なお、弁護人は、半年以内に、上記各点における詳細な補充書を提出する。

以 上